

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、生駒市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年九月五日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（地籍図根三角測量）
- 二 測量の地域 生駒市東生駒三丁目の一部
- 三 測量の期間 令和七年九月一日から同年十一月二十八日まで